

# 島根県南

平成22年3月31日 (水) 号外 第 5 8 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

_	* <b>L</b>
<b>=</b>	717
	<i>7</i>

1

# 【規 則】

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(青少年家庭課)

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第32号)

- 1 規則の概要
- (1) 課の名称変更に伴う規定の整理(第10条関係)
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第32号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則(昭和40年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「同条第1項第2号」を「条例第8条第1項第2号」に改める。

第8条第1号中「第50条第8号」を「第50条第9号」に改める。

第10条第3号中「生涯学習課」を「社会教育課」に改め、同条第5号中「少年課」を「少年女性対策課」に改める。 様式第4号中「図書類自動販売業者」を「図書類自動販売等業者」に改める。

様式第11号裏面中「必要最小限度」を「必要最少限度」に改める。

#### 附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。